

# 全国の司法書士会一覧

全国の司法書士会にて、お近くの司法書士のご紹介や相談窓口のご案内をしています。

札幌司法書士会 011-281-3505	石川県司法書士会 076-236-2275
函館司法書士会 0138-27-0726	富山県司法書士会 076-445-1576
旭川司法書士会 0166-51-9058	大阪司法書士会 06-6941-5351
釧路司法書士会 0154-41-8332	京都司法書士会 075-241-2666
宮城県司法書士会 022-263-6755	兵庫県司法書士会 078-341-2755
福島県司法書士会 024-534-7502	奈良県司法書士会 0742-22-6677
山形県司法書士会 023-642-3434	滋賀県司法書士会 077-525-1093
岩手県司法書士会 019-622-3372	和歌山県司法書士会 073-422-0568
秋田県司法書士会 018-824-0187	広島司法書士会 082-511-7196
青森県司法書士会 017-776-8398	山口県司法書士会 083-924-5220
東京司法書士会 03-3353-9191	岡山県司法書士会 086-226-0470
神奈川県司法書士会 045-641-1372	鳥取県司法書士会 0857-24-7013
埼玉司法書士会 048-863-7861	島根県司法書士会 0852-24-1402
千葉司法書士会 043-246-2666	香川県司法書士会 087-821-5701
茨城司法書士会 029-225-0111	徳島県司法書士会 088-622-1865
栃木県司法書士会 028-614-1122	高知県司法書士会 088-825-3131
群馬司法書士会 027-224-7763	愛媛県司法書士会 089-941-8065
静岡県司法書士会 054-289-3700	福岡県司法書士会 092-714-3721
山梨県司法書士会 055-253-6900	佐賀県司法書士会 0952-29-0626
長野県司法書士会 026-232-7492	長崎県司法書士会 095-823-4777
新潟県司法書士会 025-244-5121	大分県司法書士会 097-532-7579
愛知県司法書士会 052-683-6683	熊本県司法書士会 096-364-2889
三重県司法書士会 059-224-5171	鹿児島県司法書士会 099-256-0335
岐阜県司法書士会 058-246-1568	宮崎県司法書士会 0985-28-8538
福井県司法書士会 0776-43-0601	沖縄県司法書士会 098-867-3577

## こんなとき、 司法書士がお役に立ちます

遺言書の作成の相談から  
相続手続の様々な場面でお手伝いできます。

- どんな遺言書を書いたらいいかわからない。
- 遺言書の保管制度を利用したい。
- 相続による名義書き換えをしたいが、書類を集めるのが難しくわからない。
- 銀行から「法定相続情報一覧図」を取ってくれと言われたが、取り方がわからない。
- 会社の社長が死亡した。大至急、代表者の交代をしたい。
- 大きな借金を残して親(または配偶者)が死亡した。どうすればよいか。

…などの各種相続手続

令和2年7月10日から  
法務局による  
「遺言書保管制度」が  
始まります



発行

令和4年に司法書士制度は150周年を迎えます。



日本司法書士会連合会

Japan Federation of Shihō-Shoshi Lawyer's Associations

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

TEL : 03-3359-4171

にっしれん

検索



まずは、あなたの遺言必要度をチェック! >>>

日本司法書士会連合会

## 遺言必要度チェック

- 子どもがおらず配偶者に遺産を全部のこしたい
- 特定の相続人に財産をのこしたい
- 相続人以外の世話になった人に財産をのこしたい
- 残される配偶者に配偶者居住権を設定したい
- 内縁関係のパートナーに遺産をのこしたい
- 相続人がいない、または大勢いる
- 離婚した相手との間に子どもがいる
- 再婚した相手に子どもがいる
- 認知したい子どもがいる
- 相続人の仲が良くない、または疎遠である
- 財産が多い(例: 不動産を複数所有している)
- 相続人のなかに音信不通、行方不明の方がいる

がついた方は  
遺言を検討しませんか

遺言にはいくつかの種類があります。  
どの方式がよいのかは、ご家族や財産  
の状況によりお一人お一人異なります。  
あなたの思いをしっかりと遺すために  
ぜひ司法書士にご相談ください。



# 令和2年7月10日から 法務局で遺言書を預かってもらえる制度が始まります

## ステップ1

### 自筆証書遺言を作成する

保管の申請をすることができる遺言書は、民法の規定に基づき自筆で書かれた遺言書のみです。また、遺言書に封をしてはいけません。

## ステップ2

### 遺言書の保管申請をする

- 1 法務局(管轄の遺言書保管所)の予約をとります。
- 2 遺言者本人が法務局へ出向きます。
- 3 必要事項を記載した申請書、遺言書、必要書類(遺言者の本籍の記載のある住民票など)を提出します。法務局が遺言者の本人確認を行い、書類の審査を行います。
- 4 不備がなければ、遺言書の保管が開始され、遺言者に保管証が交付されます。

## 相続開始後

### 遺言書の内容の証明書を受け取り、相続手续をする

相続人等は、法務局(遺言書保管所)で、必要事項を記載した各請求書と必要書類※を提出し、遺言の内容の証明書の交付を受けて、相続手続を行います。遺言書の保管の有無に関する証明書の交付も受けることができます。

※相続人全員の相続関係を証する書類と住所を証する書類等が必要です。

《司法書士はこんなお手伝いができます。》

法務局では遺言書の形式(日付、署名、押印の有無など)のチェックはしますが、遺言の内容(遺言者が望むとおりの相続手続ができるかどうか)のチェックまではできません。せっかく保管した遺言書が使えない、遺言者の思いとは違う結果となった、といったことがないように作成の段階から司法書士がお手伝いします。

保管申請には遺言者本人が必ず法務局へ出向く必要があります。書類等に不備があった場合、何度も書類を書き直したり、何度も足を運ぶ手間が生じることもあります。スムーズな保管申請手続ができるように、司法書士が申請書の作成や戸籍事項証明書等の収集をお手伝いします。

司法書士が請求書の作成や戸籍事項証明書等の収集、法定相続情報一覧図の作成をお手伝いします。また、その後の相続手続(不動産、預貯金、有価証券などの名義変更)もお任せください。

